

○ 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

・主な改正内容は以下の2点

1 指導員訓練課程の見直し

職業能力開発総合大学校で行う指導員訓練課程について、新たな指導員養成訓練（ハイレベル訓練）と指導員技能向上訓練（スキルアップ訓練）として再編する。（26年4月1日施行）

【改正を予定している内容】

(1) 指導員養成訓練

① 現行の新規高卒者等を対象とする4年制訓練の長期課程、長期課程修了者等を対象とした研究課程は廃止する。職業訓練指導員になろうとする大卒者等を対象に、訓練指導の現場で即戦力として活躍するために必要な能力を付加するための訓練（長期養成課程（2年～1年）及び短期養成課程（1年～1ヶ月））を設置する。

② 長期養成課程の修了者は、職業訓練指導員免許を取得し、専門課程の高度職業訓練を担当できる。

短期養成課程の修了者のうち、職業能力開発総合大学校の長が認める者は、職業訓練指導員免許を取得し、専門課程の高度職業訓練を担当できる。免許取得に至らずとも、一定の能力を有すると認める場合は、職業訓練指導員試験の一部を免除する。

③ 追加免許を付与する課程の専門課程は、職種転換課程に改める。応用課程の高度職業訓練を担当できる能力を付与する課程の応用研究課程は、高度養成課程に改める。

(2) 指導員技能向上訓練

職業訓練指導員のスキルアップを図るための研修課程を、指導員技能向上訓練として位置づける。

2 職業訓練基準等の見直し

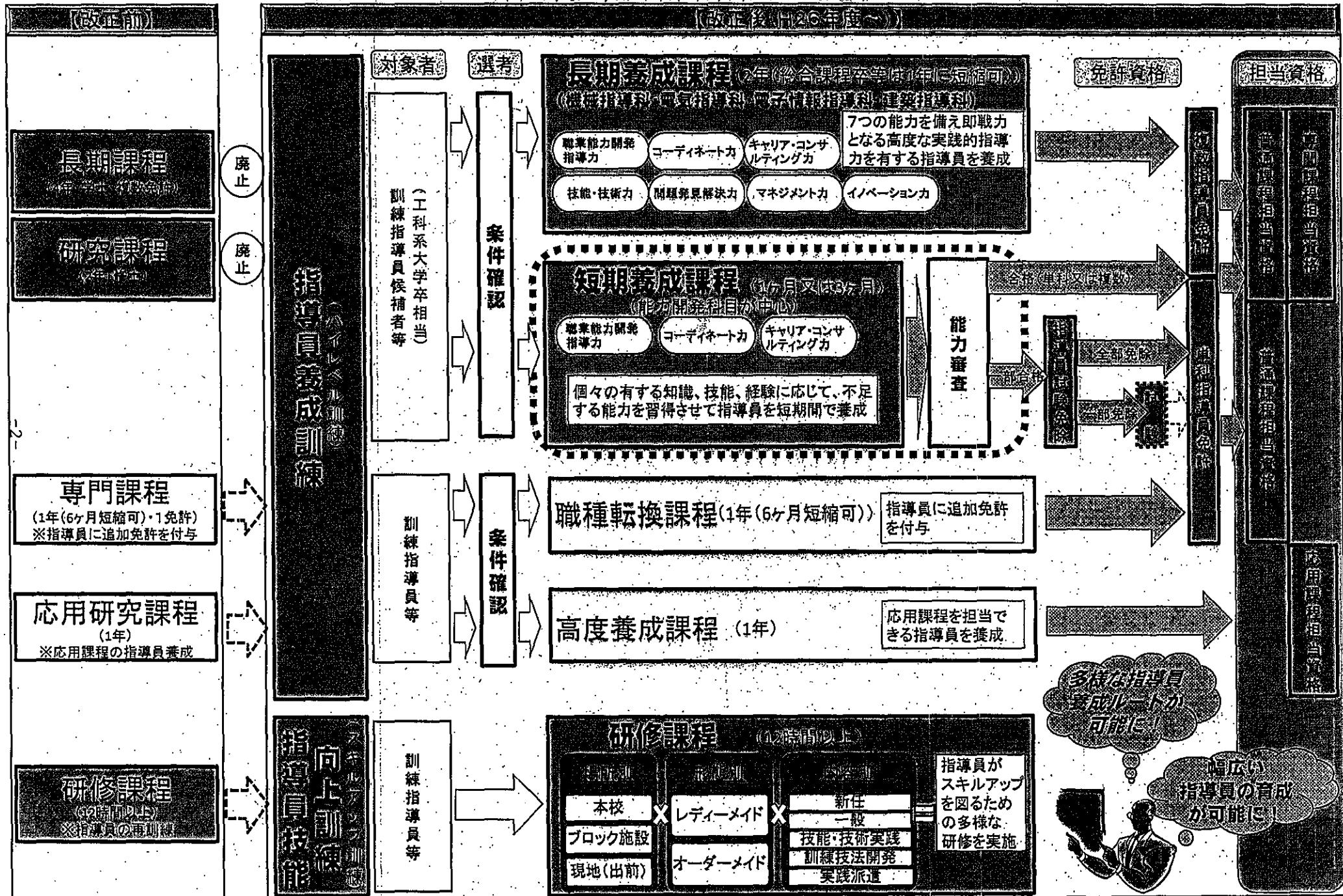
主要産業分野の訓練科を実施する際の標準的な訓練内容（教科の科目、学科・実技の訓練時間数の配分等）を現状の技術動向を踏まえ、より適切なものに改める。（公布日施行）

【改正を予定している分野】

普通課程（別表2）：建築・土木分野、設備施工系分野、設備管理・運転系分野、木材加工分野

※専門課程（別表6）及び応用課程（別表7）：機械系は検討の結果、省令改正を伴う見直し事項は無し

1 指導員訓練課程の見直し



2 職業訓練基準等の見直し内容

- 各分野の主な改正内容は以下のとおり。

普通課程(別表2)

建築・土木分野

☆教科の科目に「建築概論」を追加。

建築仕上系の教科の科目を、体系的に見直し「建築概論」を追加する。

☆教科の科目を「建設工学概論」に改める。

土木分野での「建設の生産プロセス、施工管理」は、「建設工学概論」の内容として整理し、一般的な呼称に改める。

設備施工系分野

☆習得する技能及び知識に再生可能エネルギーに関する内容を追加。

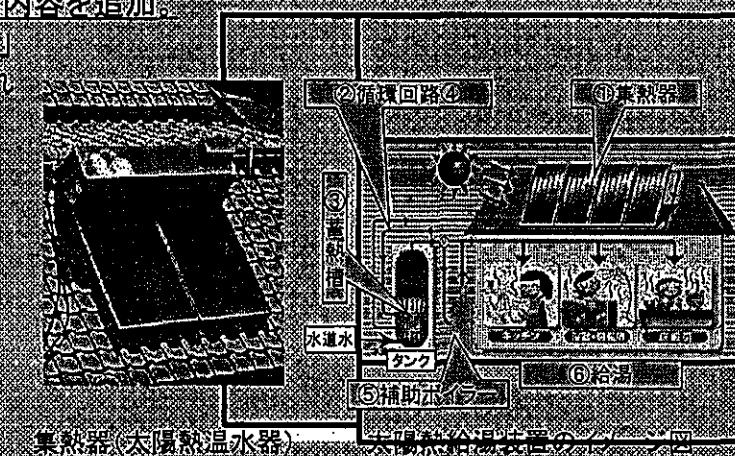
再生可能エネルギーの動向を踏まえ、「太陽熱給湯装置」

及び「ヒートポンプ給湯器」に関する知識・技能が求められるため。

【再生可能エネルギーとは...】

消費しても比較的短期間で自然的に再生され、枯渇することがないエネルギー資源のこと。

主な再生可能エネルギーとして、太陽光、風力、水力、波力、地熱、太陽熱などが挙げられる。



ヒートポンプ給湯器

設備管理・運転系分野

△教科の科目を「給排水衛生設備」に改める。

「給排水設備」と「衛生設備」は、複合した「給排水衛生設備」と呼ばれるため、一般的な呼称に改める。

木材加工分野

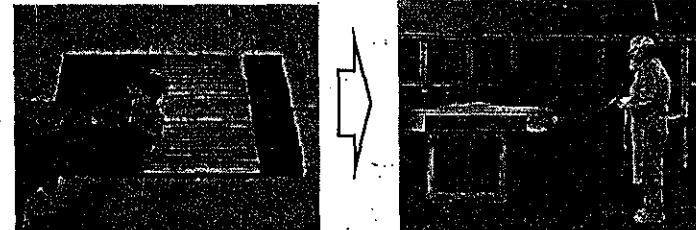
△習得する技能及び知識に携帯電動工具の取扱い及び加工に関する内容を追加。

これまでには作業場に据え付けられた大型の木工工作機械による加工や手作業が主流であったが、機械の小型化等により現場で簡単に扱える携帯電動工具の使用が増えたため。

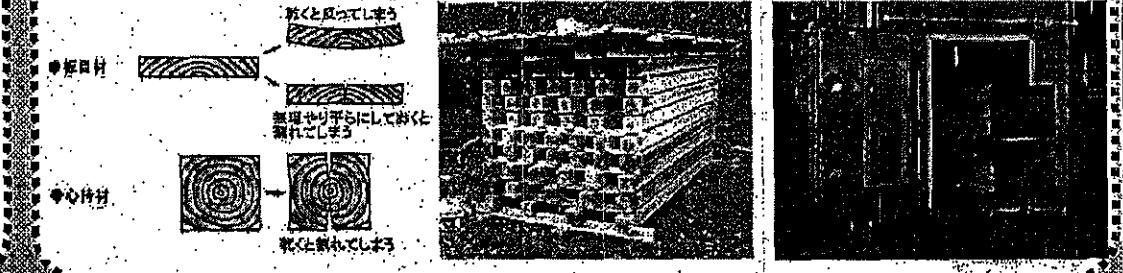


△習得する技能及び知識のうち塗装法及び乾燥実習の内容を見直し、訓練時間を変更。

- ①木材加工における塗装法は、時代と共に大きく変化し、現在ガン拭きが主流であることから、刷毛塗りについては、最低限の技能及び知識の付与としたため。



- ②業界の分業化が進み、乾燥については、木工業者が自ら行わなくなっていることから、乾燥実習については、最低限の技能及び知識の付与としたため。



○ 職業訓練基準等の見直しについて

参 考

職業能力開発促進法第19条

公共職業能力開発施設における普通職業訓練又は高度職業訓練は、厚生労働省令で定める基準に従うこととしている。

職業能力開発促進法第28条

普通職業訓練は厚生労働省で定める職種ごとに免許等が必要。

職業能力開発促進法施行規則第10条

普通課程の普通職業訓練

職業能力開発促進法施行規則第11条

専門課程の高度職業訓練

職業能力開発促進法施行規則第12条

応用課程の高度職業訓練

このうち、主要な産業分野に関しては規則別表にて、訓練科目ごとに標準的な訓練内容等を規定。

普通課程の
普通職業訓練
規則別表第2

専門課程の
高度職業訓練
規則別表第6

応用課程の
高度職業訓練
規則別表第7

一部に近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる

標準的な訓練内容等の見直し

職業能力開発促進法施行規則第37条

免許の種類(種類)等

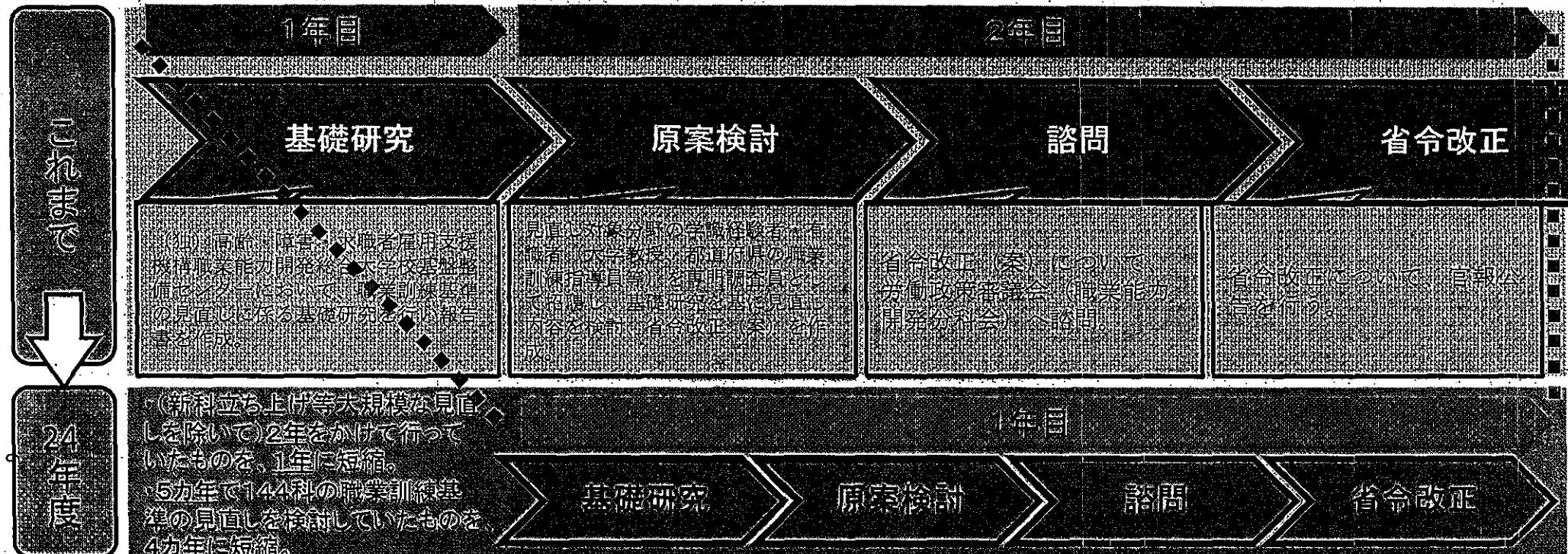
免許の種類と担当できる訓練科の対応、
職業訓練指導員試験の科目を規定。

規則別表第11

規則別表第2に合わせて必要な箇所を修正

職業訓練指導員試験の
科目の見直し

○ 職業訓練基準等の見直しの流れ（概要）



○これまでの職業訓練基準の見直しについて

- 平成19年度から平成23年度にかけて、5カ年で普通課程の全ての訓練科（144科）の職業訓練基準の見直しを検討。（前年度に基礎研究を実施。）
- 平成19年度は電気・電子分野、平成20年度は建築・土木分野及び非金属加工分野、平成21年度は情報・通信分野、平成22年度はビジネス分野及びデザイン分野並びに平成23年度は金属加工分野、機械分野、電気・電子分野、自動車分野及びレザーアー加工分野の訓練科の職業訓練基準を見直した。

○平成24年度の職業訓練基準の見直しについて

普通課程の普通職業訓練（別表第2）の建築・土木分野、設備施工・設備管理・運転分野及び木材加工分野並びに専門課程及び応用課程の高度職業訓練（別表第6、7）の機械分野の訓練科について、見直しを検討する。

參考資料

(第68回職業能力開発分科会資料)

職業能力開発総合大学校の見直しの進捗状況

① 小平キャンパスへの集約化(平成24年度末まで)、相模原キャンパスの敷地売却(平成25年度以降実施)

職業能力開発総合大学校小平キャンパスに集約化（敷地約4万m²）し、敷地が25万m²と広大であり、かつ建物が老朽化した同大相模原キャンパスの全敷地を売却する。

○平成25年3月末までに小平キャンパスに移転する準備を進めている。

○移転作業完了後、相模原キャンパスを売却する予定。

② ハイレベル訓練(仮称)の実施(平成26年度から)

現行の新規高卒者等を対象とする4年制訓練に替え、都道府県、機構、企業等に職業訓練指導員候補として採用された民間企業の技能者としての経験を有する者、工科系大学の卒業生等を対象に、最先端の技術・技能や指導技法、キャリア・コンサルティング等の就職支援技法、カリキュラムの作成等の訓練の企画・立案等、ハイレベルの訓練指導員として必要な能力を付加するための訓練（ハイレベル訓練(仮称)（1ヶ月～2年間））を実施。

○長期課程（指導員訓練）の募集停止（平成23年度）

○ハイレベル訓練(仮称)の訓練カリキュラムを職業能力開発総合大学校を中心に検討（～平成24年9月）。

今後、職業訓練指導員の受け皿である都道府県、認定職業訓練校等の関係者から構成される専門調査員会で指導員訓練の訓練基準を検討し、平成26年4月の開講に向け、本年度末を目途に職業能力開発促進法施行規則を改正予定。

③ スキルアップ訓練の実施(平成24年度から)

職業訓練指導員の専門分野の不断のスキルアップを図るため、全国の公共職業能力開発施設の在職の職業訓練指導員全員を対象に、専門分野における先端的な技術・技能の習得や、民間教育訓練機関に対する訓練の実施運営に係る援助のノウハウ等の習得を可能とするため、毎年度1週間程度のスキルアップ訓練を実施。

○平成24年度から段階的にスキルアップ訓練計画数を拡充

平成23年度：2,392人（実績）→平成24年度：2,500人（計画数）→平成25年度：3,000人（検討中）

ハイレベル訓練(仮称)について

ハイレベル訓練のカリキュラム検討の基本的考え方

訓練指導現場の現状と課題

- 急激な技術革新への迅速な対応が必要(技能・技術力の強化が必要)
- PDCAサイクルの訓練運営により、訓練コースの企画・開発・見直しが必要
- きめ細かい就職支援の実施が必要
- 特別な配慮が必要な訓練生への適切な対応が必要

→ 課題が複雑化する中で、職業訓練指導員には高度な専門知識と実践的な指導力が求められる。そのため指導員養成訓練のプログラムを検討

指導員養成訓練のプログラム再編方針

現行の指導員養成訓練のプログラム

長期課程
(入校停止)

新規高卒者

見直し

ハイレベル訓練での指導員養成訓練のプログラム

民間企業、工科系大学卒、ホリデイカレッジ卒等の者(指導員候補等)

- 学士教育(大学教育に相当)
・機械システム工学科
・電気システム工学科
・電子情報システム工学科
・建築システム工学科

4年

- 能力開発科目
・訓練指導の理論
・教科指導の知識及び技能の習得
・実務実習(教育実習)

長期コース(2年)

短期コース(3ヶ月・1ヶ月)

○ 技能検定並びに実習の技術・技能の習得

- 訓練指導の理論

- 教科指導の知識及び技能の習得

- 訓練コーディネート技法の習得

- キャリア・コンサルティング能力の習得

- 就業能力開発施設での長期実習による実践力の習得

- 産業技術指向に則した訓練指導能力の習得

カリキュラムの方向性

技能・技術力の強化

訓練指導力の強化

コーディネート力の強化

キャリア・コンサルティング力の強化

イバーション力の強化

マネジメント力の強化

問題解決力の強化

仕上がり像

訓練指導の現場において、即戦力として活躍するために必要な能力(職業訓練指導員経験3年程度の能力)を有し、地域の人材ニーズに基づく職業訓練計画策定、訓練指導、就職支援(キャリア・コンサルティング、ジョブ・カード作成、就職先開拓等)、訓練内容の評価・改善などPDCAサイクルによる訓練コースの運営を行うことができる。

習得する能力

職業能力開発指導力

職業能力開発に関する知識を有し、若年者から高齢者までの幅広い世代の訓練者に対して、与えられた時間・訓練環境の中で指導し、職業訓練の到達目標(仕上がり)に到達させることができる。また、PDCAサイクルによる職業訓練の運営を行うことができる。

コーディネート力

企業(事業主、在職者)、求職者等のニーズをヒアリング・アンケート等で把握や技術動向にあわせて訓練コースの設定、既存コースの訓練内容の見直しができる。また、企業の人材育成計画に係る助言ができる、要望にあった訓練コースの計画・提案ができる。

キャリア・コンサルティング力

キャリア・コンサルタント養成モデルカリキュラム(140時間)を修了した者と同等のキャリア・コンサルティングができる。

問題発見解決力

直面している課題(問題点)の本質を見出し、メリット・デメリット毎に整理、分析を行い、改善を導き出して対応することができる。

マネジメント力

設計から部品製造、組立・検証まで一連の製造工程で、高い信頼性、低コスト、短期納期を実現するための技能・技術への適切な支援を行うことができる。

イノベーション力

会社のビジョン・戦略を理解し、生産現場から業務を革新する企画・構想を提案するためには必要な支援を行なうことができる。

技能・技術力

設計から部品製造、組立・検証までの一連の製造工程についての技能・技術を有し、現場のQCDSE(Q:品質、C:コスト、D:納期、S:安全、E:環境)を維持・向上するために必要な支援を行うことができる。

① 長期コースの訓練期間・時間

7つの能力を習得するために必要な時間として、3,600時間(2年間)とする。履修状況に応じて1年内に短縮可能とする。

訓練期間	訓練時間数
長期コース(2年)	3,600 時間

② 長期コースの特色

- 技能検定1級程度の技能を習得。
- キャリア・コンサルタントが具備すべき知識と実践力を習得。
- 訓練施設での実践的科目(訓練業務実技科目)の大幅な拡充による実践力の強化。
(現行の長期課程の実習(300時間)の約3倍の現場実習)
- 先端技術科目の導入により産業・技術動向に即した訓練ができる能力の強化。
- 安全衛生科目を盛り込み、従来の安全衛生に関する内容に加え、普通救命処置(応急処置、AED操作 等)を習得することにより、現場対応力を強化。
- 公共職業能力開発施設内の訓練科に対応できるよう、長期コース修了者(機械専攻、電気専攻、電子情報専攻、建築専攻)には、指導員免許を付与。

1-③ 長期コースの教科目

科 目	①能力開発 科 目	②訓練業務 実習科 目	③実業技術科 目	④安全衛生科 目	⑤生産マネジ メント科 目	⑥専門科 目	⑦専門技術科 目	合計
機 械	612時間	1,080 時間	72時間	72時間	144時間	252時間	1,368 時間	
電 気	訓練指導技法、訓練 コーディネート、キャ リア・コンサルティング について講義・実習・演習を行う科目	訓練指導技法、訓練 コーディネート、キャ リア・コンサルティング について、訓練施設での現地実習を行 う科目	新分野展開等に関するカリキュラム開発及 び既存カリキュラムの検証・見直し等の効果 が期待できる科目(5 頁)	訓練指導上での安全 衛生と訓練生負傷し た場合の普通救命の 知識と訓練生の安 全衛生知識の付与させ るための科目(5頁)		324時間	1,296 時間	
電 情 子 報						288時間	1,332 時間	
建 築						324時間	1,296 時間	3,600時間

※各科目の詳細は今後、検討予定。

2-① 短期コースの訓練期間・時間

144時間(1ヶ月)、432時間(3ヶ月)とする。

訓練期間	訓練時間数
短期コース(1ヶ月)	144 時間
短期コース(3ヶ月)	432 時間

2-② 短期コースの特色

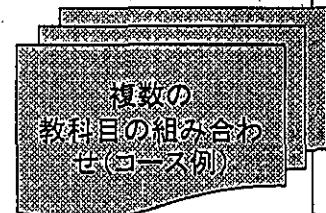
- 多様な経験の人材に対して、それぞれが有する知識、技能、経験に応じて、不足する能力について、必要な教科目を選択することができる。
- 短期コースの修了者(複数コースの積み上げ受講も可)のうち、長期コース修了者と同等の能力を有する者等(能力審査を実施)は指導員免許付与。

2-③ 短期コースの教科目

長期コースで設定した教科目のうち、受講生が習得する各能力に合わせて訓練内容を構成して、必要な教科目を選択できるようにする。

(例示)

- ・職業能力開発指導力
- ・キャリアコンサルティング力
- ・コーディネート力
- ・技能・技術力



職業能力開発指導力の習得

- 安全衛生指導
- 受講者支援法
- 教材開発法
- 授業計画法

キャリア・コンサルティング力の習得

- カウンセリング技法 II
- カウンセリング技法 I
- カウンセリング論
- 職業能力開発とキャリア・コンサルティング

【参考】先端技術科目・安全衛生科目

先端技術科目

技術の進歩・産業動向の変化に応じて訓練内容を隨時見直しするものとし、各専門領域における先端技術を習得する科目的イメージは以下のとおり。

生体工学（機械専攻）

人間の生体システムや情報処理を学び、工学・医学・心理学を総合した生体工学的観点から医療機器や福祉用具を設計・製作できる知識を身に付ける。

具体的なカリキュラム案

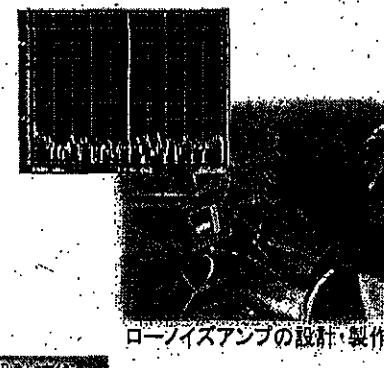
- ・生体の構造と機能
- ・バイオメカニクス（生体の流体力学等）
- ・生体材料（医療デバイス（硬組織・軟組織）など）
- ・生体の機械力学（運動の機構と力学など）
- ・生体計測制御（生態情報処理など）



高機能電動車いす
下肢障害児用自立移動支援装置

ノイズ対策技術（電子情報専攻）

病院内や飛行機内での電子機器の使用により誤動作の原因となる電子機器からのノイズを出さないことや、外部からノイズを受けても誤動作させない電子機器の開発が重要でありEMC (electromagnetic compatibility) 規格化が行われている。そのような、EMC規格を満足する高品質で安定した動作をする電子回路の設計・開発のために電子回路から発生するノイズ対策、及びアナログ・デジタル混在回路のノイズ対策技術を習得する高度利用を目指して、省電力電子回路機器等のシステム構築を図る。



ローノイズアンプの設計・製作

その他）電子機器の安全設計技術（石墨細入みシステム専攻）

安全衛生科目

全科共通で“安全衛生に関する知識、普通救命処置対応”に関する「安全衛生指導」の学科科目を設定する。

また、各専攻の実技科目の中に、“実技（実習）面においての安全衛生”に関する「安全衛生作業法」の実技科目を設定する。

安全衛生指導

訓練生が安全衛生に関する知識を理解し、安全衛生を常に意識して訓練を行えるよう指導することができる。また、訓練災害を未然に防ぐ予防対策ができる。もし、訓練災害が起きた場合の応急処置等の対応ができる。



講習会場における安全衛生についての知識



AED 安全教育

安全衛生作業法

各専攻の実技科目を習得する中で、それぞれの実習カリキュラムに応じた安全衛生作業法についてもあわせて習得する。

